

第2回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

平成31年2月8日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

福田 正義 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣 ・ 梶下 信孝
西垣 隆 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏 ・ 野々村 貢
清水 健吉 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 中川美那子
江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫 ・ 松野 芳正

欠席農業
委員

櫻井 宏 ・ 河田 均

会 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

井川 武雄 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊藤 義照 ・ 塩谷 芳美
大野 千秋 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男
神谷 保行 ・ 岸野 治郎 ・ 栞原 修司 ・ 田中 鉄男
辻 政廣 ・ 戸崎 和美 ・ 丹羽喜美夫 ・ 福井 正弘
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一
村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事 務 局

事務局長 奥田 泰史
副主幹 高島 明見 主査 則竹 邦彦
主任主事 中山 瞳 主任主事 大嶽 紘代
主任主事 小栗 照之 主任主事 川口 尚杜
主事 坂口 由充加

議 案

- 第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 10 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第 11 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第 12 号 岐阜市農政推進委員に関する要綱の一部改正について

議 長

それでは、平成 31 年第 2 回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、19 名中 17 名ですので、本会議は成立することを報告致します。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 11 番、清水健吉委員、議席番号 12 番、林明委員、よろしく申し上げます。

議 長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたらよろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第 7 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 3 件、賃借権の設定 1 件、使用貸借による権利の設定 2 件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

それでは、議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願い致します。

申請明細1番、常磐地区からの申請内容は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の新規参入を図る使用借人へ田を貸付けるものです。

申請明細2番、常磐地区からの申請内容は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の承継を図る使用借人へ田を貸付けるものです。

申請明細3番、七郷地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細4番、合渡地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

3ページをお願い致します。

申請明細5番、三輪巖美地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細6番、柳津地区からの申請内容は、賃貸借の設定で、農業経営の縮小を図る賃貸人が、農業経営の新規参入を図る賃借人へ田を貸付けるものです。今回の申請は、本市の最低経営面積である40アールに達していませんが、トマトの栽培でその経営が集約的に行われると認められるため許可しうるものです。

以上でございます。

ただいま、議案第7号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番及び2番の常磐地区の申請については、担当地区の河田均委員が本日欠席でございますので、事務局より

説明を致します。

則武主査

申請明細1番は、農業経営を縮小する使用貸人から子である使用借人へ農地を貸借するものであります。

使用借人は、農業経営を開始し、申請地では引き続き水稻を栽培される予定と聞いております。

農機具は、使用貸人と共同で使用していく予定とのことです。

地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、問題ないとのことです。

申請明細2番は、後継者へ経営移譲する使用貸人が、農業経営を承継する使用借人に農地を貸借するものであります。

使用借人は水稻及び野菜の栽培をしており、耕作状況も問題ないことを確認しております。

地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、問題ないとのことです。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ3番の七郷地区からの申請については、担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請は、農業経営を縮小する譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ所有権移転をするものであります。

1月22日に七郷地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員とともに現地立会いを行いました。申請地では枝豆を栽培する予定とのことです。

譲受人は、島地区で野菜を栽培しており、農業経験も豊富です。

地域の取り決めも理解していただけたので、許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ4番の合渡地区からの申請については、担当地区の國井忠男委員、御説明をお願いします。

國井委員

今回の申請は、譲受人が耕作している農地を譲り受け、農業経営の安定を図るものであります。

1月22日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員とともに

に現地立会いを行いました。

譲受人はこれまで通り、申請地で水稻の栽培を続けるということです。

引き続き地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく3ページ5番の三輪厳美地区からの申請については、担当地区の福田正義委員、御説明をお願いします。

福田委員

今回の申請は、譲渡人は、現在遠方に住んでおり農業経営ができないとのことで、農業経営の拡大を図る譲受人へ農地を譲り渡すものであります。

1月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と現地立会いを行いました。

譲受人は、地区外の方ですが、農業委員であり、また担い手として農業を行っている方です。申請地では、今後も水稻を栽培するとのことで、地域の取り決めに従っていただくことを確認しておりますので、地元としてもこの度の許可については問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ6番の柳津地区からの申請については、担当地区の梶下信孝委員、御説明をお願いします。

梶下委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい賃貸人が、農業に新規参入し、農作物を集約的に栽培することで、農業経営を本格的に開始する賃借人に農地を貸借するものであります。

賃借人は、安八町内の認定農業者のトマト農家で1年5か月研修を受けており、新規就農に向けて準備をしております。

1月18日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と現地立会いを行い、地域の取り決めを遵守するとのことで、地元としてもこの度の許可については問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第7号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第8号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第8号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請であります。

今回は、5ページの用途区分別総括表にありますように、貸駐車場及び資材置場が1件で、転用面積は、田1392平方メートルとなっております。

6ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、柳津地区の申請内容は、貸駐車場に転用するものでございます。申請地は、宅地化の状況から見て、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

ただし、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、許可しうるものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので49ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、柳津地区の北部で、県道157号線沿いの、岐阜市立且格小学校から東へ約800メ

ートルのところに位置している農地でございます。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第8号について事務局から説明を受けましたが、6ページ1番の柳津地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いました。

それでは、柳津地区の申請については、担当地区の梶下信孝委員、御説明をお願いします。

梶下委員

今回の申請は、貸駐車場として自己所有農地の転用を行うものであります。

農地の転用にあたり、1月18日に柳津地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に現地立会いを行いました。立会いの際には近隣農地、水路等への影響のないようお願いしており、許可は問題ないものと考えています。

議 長

ありがとうございました。議案第8号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、賃借権の設定2件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第9号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

8 ページをお願い致します。

用途区分別総括表にありますように、用途区分別では一般個人住宅が1件、店舗等施設が1件、その他1件、合計3件で転用面積は、田688平方メートル、畑481平方メートル、合計、1169平方メートルとなっております。

9 ページをお願い致します。

申請明細1番、黒野地区の申請内容は、使用貸借設定による一般個人住宅への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであること、代替地がないことが確認できたため、許可し得るものです。

申請明細2番、黒野地区の申請内容は、賃貸借設定による資材置場への一時転用です。申請地は、農振農用地ですが、道路の橋脚工事の用に供する一時転用であり、事業の確実性や、周辺の農地の営農条件に影響を与えないこと、事業の終了後に農地に復元される見込みであることから、許可し得るものです。

申請明細3番、合渡地区の申請内容は、賃貸借設定による駐車場及び資材置場への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。議案第9号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第10号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出27件、第4条届出17件、第5条届出81件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第10号農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

11ページをお願い致します。

各地区別の報告となっております。届出のありました27件の内訳は、

田が44筆31,587平方メートル、

畑が33筆10,481平方メートルで、

計77筆42,068平方メートルでありました。

続きまして12ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区別では、一般個人住宅が5件、集団住宅その他が4件、鉱及び工業用地が1件、貸駐車場及び資材置場が5件、再生エネルギー発電設備が2件、合計17件で、面積といたしましては、田、畑合計で7,725.21平方メートルとなっております。

受理明細は13ページから17ページに記載してございます。

続きまして18ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区別では、一般個人住宅が37件、集団住宅その他が25件、学校用地が1件、官公署・病院等公的施設が2件、工及び鉱業用地が3件、店舗等施設が6件、その他のレジャー施設が1件、貸駐車場及び資

材置場が6件、合計81件で、面積といたしましては、
田、畑合計で38,334.59平方メートルとなっております。

受理明細につきましては、19ページから40ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成31年1月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

議 長

ただいまの議案第10号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第11号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は2件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは議案第11号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について説明させていただきます。

42ページをお願い致します。

今回は、2件提出されており、特例適用農地面積は、畑が1,495平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等による相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案させていただいております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第11号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第12号、岐阜市農政推進委員に関する要綱の一部改正についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

高島副主幹

議案第12号について、説明させていただきます。

44ページをご覧ください。

岐阜市農政推進委員に関する要綱の一部改正についてでございます。

今回の改正理由は、相続等による農地所有者の分散化が進み、特に市街化区域においては耕作面積が5アール未満の農家が多数存在することから、農政推進委員の推薦条件を改正するものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第12号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、現在、黒野地区、岩地区及び芥見地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

黒野区内で現在行われている砂利採取の状況を報告致します。

現在埋戻し作業が行われており、本日2月8日に県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく埋戻しが行われていることを確認しております。

今後も農地への復元まで、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議 長

ありがとうございました。

議 長

続きまして、岩地区及び芥見地区の工事の進捗状況について、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

岩地区内1件及び芥見地区内1件の砂利採取の状況を報告致します。

本日の午前中に県及び市の関係部局による定期立入検査を行いました。

まず、岩滝西3丁目地内の砂利採取につきましては、2月7日に工事完了報告書が提出され、現場が農地に復元されていることを本日確認致しました。

工事車両の出入りによってできたと思われる道路の陥没については、現在仮補修してありますが、きれいに補修してもらえよう事業者及び岐阜市道路維持課にお願いをしております。施工者の都合により少し遅れそうですが、4月以降に補修していただける予定であります。

また、芥見嵯峨2丁目地内の砂利採取につきましては、現在埋戻し作業を行っておりますが、特に問題は確認されておりません。

今後も引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま報告のありました工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告についてはこれをもって終わらせていただきます。

なお、岩地区につきましては工事が完了しましたので、今回で報告は終わりとなります。まだ継続している黒野地区及び芥見地区については、今後も引き続いて中間報告をお願いしたいと思います。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 4 5 分閉会を宣す。